



平成26年12月1日  
石川県選挙管理委員会  
電話 076-225-1282  
内線 3547 ~ 3549

衆議院小選挙区選出議員選挙（石川県第1区～第3区）  
の法定選挙運動費用額について

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録が12月1日に行われ、同日現在の選挙人名簿登録者総数が定まった。これにより、衆議院小選挙区選出議員選挙における法定選挙運動費用額（選挙運動に関する支出限度額）は、公職選挙法の規定により、

石川県第1区 24,587,900円  
石川県第2区 23,884,400円  
石川県第3区 22,952,400円 となった。

なお、当委員会は、この額を12月2日に告示する。

[算定方法]

区分	人数割額 (12月1日現在選挙 人名簿登録者数) ①	固定額 ②	合計 ①+②=③	備考
石川県第1区	365,857人×15円 = 5,487,855円	19,100,000円	24,587,900円	①+②の額に100円未満があるときは、切上げて③を算出する。
石川県第2区	318,954人×15円 = 4,784,310円	19,100,000円	23,884,400円	
石川県第3区	256,824人×15円 = 3,852,360円	19,100,000円	22,952,400円	